

食品表示の基準について

JAS法

すべての飲食物品の品質に関する表示について、製造業者等が守るべき基準を定める。

生鮮食品品質表示基準

野菜や果物などの農産物、肉や卵などの畜産物、魚や貝などの水産物で加工していないもの。

玄米及び精米品質表示基準
水産物品質表示基準
しいたけ品質表示基準

計3品目

加工食品品質表示基準

生鮮の農産物などの原料を加工して製造された飲食物品。

個別品目ごとの品質表示基準
(例)野菜冷凍食品
農産物漬物
うなぎ加工品
ソーセージ等 46品目

遺伝子組換え食品品質表示基準

大豆、とうもろこし等の遺伝子組換え農産物とその加工食品については、「遺伝子組換え」等の表示を義務づけ

食品衛生法

販売の用に供する食品・添加物に関する表示の基準を定める。

表示対象品目

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(第3条)

牛乳、バター、チーズ、アイスクリームなど、乳、乳製品及びこれらを主原料とする食品

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(第1条)

- ・マーガリン ・清涼飲料 ・食肉製品
- ・魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉
- ・ベーコン ・冷凍食品
- ・容器包装詰加圧加熱殺菌食品
- ・食肉、切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの
- ・容器包装に入れられた加工食品
- ・容器包装に入れられていない生食用食肉等

健康増進法

国民の健康増進を総合的に推進するため、特別用途の表示、栄養成分に関する表示の基準を定める。

特別用途表示

特定保健用食品(個別許可型)

○特定の保健の用途の表示

(便通、血糖値、血圧、コレステロール、歯・骨、中性脂肪 etc.)

- ・栄養成分量、一日摂取目安量
- ・バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言、注意事項

H23.10.13現在 969件

特別用途食品

○特別の用途の表示

- ・病者用食品
(許可基準型(低たんぱく質食品、アレルギー除去食品、無乳糖食品、総合栄養食品)、個別評価型)
- ・妊産婦、授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳、えん下困難者用食品

H23.6.23現在 40件

栄養表示

任意表示

(熱量+主要栄養成分+表示しようとする成分)

- ・栄養成分含有表示
- ・栄養成分機能表示
- ・注意喚起表示

栄養機能表示(規格基準型)

(ビタミン12成分、ミネラル5成分)

米トレーサビリティ法

米穀事業者等は、対象となる米穀等を一般消費者に販売又は提供するときは、米穀の産地情報の伝達をしなければならないこととする。

対象品目

- ・米穀(もみ、玄米、精米、砕米)
- ・米粉、米粉調製品等
- ・米菓生地
- ・米こうじ
- ・米飯類:
各種弁当、各種おにぎり、赤飯、おこわ、包装米飯、発芽玄米、寿司、チャーハン、オムライス、ドリア等(いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。)
- ・もち、だんご、米菓
- ・清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

米穀及び米穀を原材料とする飲食物品。ただし、飼料用、バイオエタノール原材料等の非食用に供されるものを除く。